

○甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例

平成17年11月1日

条例第153号

改正 平成19年7月4日条例第23号

平成25年12月26日条例第30号

平成26年3月24日条例第8号

平成31年3月28日条例第2号

(設置)

第1条 市民の健康増進及び青少年の健全育成を図るため、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から無償譲渡を受けた甲州市B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲州市塩山B&G海洋センター（以下「塩山海洋センター」という。）	甲州市塩山小屋敷1888番地3
甲州市勝沼B&G海洋センター（以下「勝沼海洋センター」という。）	甲州市勝沼町勝沼1279番地

(開館時間)

第3条 海洋センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設名	開館時間
塩山海洋センター	午前9時から午後9時まで
勝沼海洋センター	午後1時30分から午後5時まで

(休館日)

第4条 海洋センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(1) 塩山海洋センター

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の日の翌日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）

ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日

(2) 勝沼海洋センター

ア 月曜日

イ 10月1日から翌年の5月31日までの日

(利用の許可)

第5条 海洋センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) その利用が施設、設備又は器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 小学校第4学年以下の児童が利用する場合に引率者がいないとき。

(4) その他設置の目的に反し、教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用許可の条件)

第7条 教育委員会は、海洋センターの利用許可の際管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 第5条の許可を受けた利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことがで

きる。

- (1) 申請に偽りがあったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定による取消し等により利用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第11条 海洋センターの管理は、教育委員会が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、海洋センターの開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条から第7条まで及び前条の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 前条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 海洋センターの利用の許可に関すること。
- (2) 海洋センターの施設及び設備器具の維持保全に関すること。
- (3) 海洋センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、海洋センターの管理に関し教育委員会が必要と認めること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、法令、条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の定め

るところに従い、適正に海洋センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第14条 第11条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、同条第3項の規定により読み替えて適用する第5条の許可を受けた利用者は、利用料金を納付しなければならない。この場合において、第8条及び第9条の規定は適用しない。

2 教育委員会は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

3 利用料金の額は、塩山海洋センター及び勝沼海洋センターについて、それぞれ別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき、その他特別な理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、海洋センターの利用を終了したとき、又は第10条第1項(第11条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、海洋センターの施設、設備又は器具を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の塩山市B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例（平成5年塩山市条例第4号）又はB&G財団勝沼海洋センターの管理に関する条例（昭和59年勝沼町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年7月4日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例の規定によりなされた利用の許可、使用料の徴収、手続その他の行為は、この条例による改正後の甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月26日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の各規定による改正後の各条例の使用料その他の料金の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に行われる施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額について適用し、同日前の施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月24日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の各規定による改正後の各条例の使用料その他の料金の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に行われる施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額について適用し、同日前の施設の使用その他の行為に係る使用料

その他の料金の額については、なお従前の例による。

別表（第8条、第14条関係）

1 塩山海洋センター

(1) プール

区分		使用料	利用時間		
			午前 (1回につき)	午後 (1回につき)	夜間 (1回につき)
当日券	一般 (市民)	6月から 9月まで	220円	220円	220円
		10月から 5月まで	320円	320円	320円
	一般 (市民以 外)	6月から 9月まで	320円	320円	320円
		10月から 5月まで	440円	440円	440円
	高校生以 下	6月から 9月まで	100円	100円	100円
		10月から 5月まで	150円	150円	150円
回数券	一般 (市民)	6月から 9月まで	11枚つづり 2,200円		
		10月から 5月まで	11枚つづり 3,300円		
	一般 (市民以 外)	6月から 9月まで	11枚つづり 3,300円		
		10月から	11枚つづり 4,400円		

		5月まで	
	高校生以下	6月から 9月まで	11枚つづり 1,100円
		10月から 5月まで	11枚つづり 1,640円

(2) トレーニング器具

区分		使用料	利用時間		
			午前 (1回につき)	午後 (1回につき)	夜間 (1回につき)
当日券	一般 (市民)		100円	100円	100円
	一般 (市民以外)		150円	150円	150円
	高校生以下		100円	100円	100円
回数券	一般 (市民)		11枚つづり 1,100円		
	一般 (市民以外)		11枚つづり 1,640円		
	高校生以下		11枚つづり 1,100円		

備考 この表の利用時間における午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時まで（7月1日から8月31日までの期間においては、午後1時から午後5時まで）、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。

2 勝沼海洋センター

利用者区分	単位	使用料
中学生以下	1人1回	50円
高校生	1人1回	100円

一般（市民）	1人1回	220円
一般（市民以外）	1人1回	320円

（注） 1回とは、開館時間内で入館から退館までとする。